

静岡大学課外活動等活動指針（新型コロナウイルス感染症対策）

2021.10.13

静岡大学活動指針		静岡大学課外活動等活動指針（新型コロナウイルス感染症対策）				
レベル	活動指針 (課外活動)	施設の利用		通常の課外活動	新入生勧誘活動	イベント等 ^{*1}
		屋外 施設	屋内 施設			
0	通常どおり	○	○	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1	感染防止措置の上、 全ての課外活動施設 での活動が可能	○	○	「感染防止措置※」の上で、全 ての施設で活動が可能	「感染防止措置※」を講じた上 で、勧誘活動は可能	イベント・大会・試合（練習 試合を含む）・合宿等は実施 規模・内容の見直しを検討の 上実施
2	感染防止措置の上、 必要最小限の時間に 限り、全ての課外活 動施設での活動が可 能	○	○	・「感染防止措置※」の上で、 全ての施設で活動が可能 ・活動時間は必要最小限の時間 とすること	・「感染防止措置※」を講じた 上で、勧誘活動は可能 ・会食を伴う新歓行事は中止	・イベント・大会・試合・合 宿等の中止 ^{*2、3} 、学外への課 外活動施設貸し出しの中止
3	感染防止措置の上、 必要最小限の時間に 限り、全ての課外活 動施設での活動が可 能（制限あり）	○	○	・「感染防止措置※」の上で、 全ての施設で活動が可能 ・活動時間は2時間/日以内を目 安とすること ・活動は20時までで切り上げ ること	・「感染防止措置※」を講じた 上で、勧誘活動は可能 ・勧誘活動の時間は活動時間に 含む（SNS等ネット上での活動 を除く） ・会食を伴う新歓行事は中止	イベント・大会・試合（練習 試合を含む）・合宿等の中止 ^{*2} 、学外への課外活動施設貸 し出しの中止
3+	感染防止措置を一層 徹底の上、必要最小 限の活動とする（制 限あり）	○	○	・「感染防止措置※」を徹底の 上、必要最小限の活動が可能 ・活動時間は2時間/日以内とす ること ・活動は19時までで切り上げ ること		イベント・大会・試合（練習 試合を含む）・合宿等の中止 ^{*2} 、学外への課外活動施設貸 し出しの中止
4	全面活動中止	×	×	・全ての活動（SNS等ネット上 での活動を除く）を中止	全ての新入生勧誘活動（SNS等 ネット上での活動を除く）を中 止	イベント・大会・試合（練習 試合を含む）・合宿等の中 止、学外への課外活動施設貸 し出しの中止
5		×	×			

※1：レベル4及び5以外の場合は、本学団体が主催以外の各競技等の協会や連盟等が主催するイベント・大会・試合には、感染症防止措置を講じた上で参加が可能。ただし、レベル3及び3+の場合は、参加の可否につき、副学長（学生支援担当）と事前協議を行い許可を得ること。

※2：本学の団体が主催するイベント等で学長が特に認めたものについては開催することができる（レベル4及び5を除く）

※3：他団体との合同練習や練習試合については、

- ①副学長（学生支援担当）と事前協議を行うこと。
- ②許可が得られたら感染症防止措置を講じた上で実施が可能。

※感染防止措置

○密閉空間・密集場所・密接場面の条件とならないよう、工夫して活動すること。

- ・更衣室等を利用する場合は、一度に全員が利用し「密」の状態を作り出すことがないように利用すること。
- ・活動の内容についても、接触や飛沫感染の危険があるものは避けるなど、実施内容や方法を工夫すること。
- ・運動時等、活動を行う上で支障がある場合を除き、できるだけマスク着用をする（または布で口や鼻を覆う）こと。
- ・人数の多い部は、小人数のグループに分ける工夫をすること。
- ・屋内施設の場合、可能な限り常時換気すること。音出し等で常時換気が難しい場合は、こまめな換気を心がけること。

○人との距離を最低1メートル（できるだけ2メートル）確保（運動時は2メートル以上を確保）すること。

○毎日の検温に努め、発熱（37.5℃以上又は平熱より明らかに高い）等の風邪の症状がみられる場合は、自宅等で安静にすること。

○共用物品は「消毒用エタノール」、「界面活性剤を含む家庭用洗剤^{*1}」又は「塩素系漂白剤を希釈した次亜塩素酸ナトリウム液^{*2}」（0.05%程度）で消毒すること^{*3}。また、活動前後は手洗いを徹底すること。

○長時間の活動とならないよう注意すること。

*1：新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている家庭用洗剤の製品リストは以下の製品評価技術基盤機構のwebサイトを参照すること。

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

*2：塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるように希釈する（厚生労働省『新型コロナウイルスに関するQ&A』参照）。

*3：消毒に利用する製品は、各製品に記載されている使用上の注意、使用方法、適応を熟読し、これに従って利用すること。

製品によっては物品が変色等する場合があるので注意すること。また、これらの空気中への噴霧は行わない。

製品によっては物品が変色等する場合があるので注意すること。また、これらの空気中への噴霧は行わない。

本指針は、公認団体に限らず非公認サークルや寮、委員会等の活動を含みます。また、指針は今後見直すこともあります。